

1月は償却資産(固定資産税)の申告月です

税務課 73-3006

償却資産は、法人や個人事業主が所有している事業用資産のこと、固定資産税の課税対象となります。

市内に償却資産を所有している人は、法人・個人に関わらず、令和8年1月1日現在の所有状況を申告してください。

※確定申告をする人も、別途申告が必要です。

申告期限 2月2日(月)まで

昨年申告した人には、12月上旬に申告書を送付していますので、変更の有無を申告してください。

○次の場合は、税務課までご連絡ください

- 申告書がまだ届いていない
- 令和7年1月2日以降に新たに償却資産を取得した(事業を始めた)

●太陽光発電設備を設置した場合



住宅用であっても発電規模が10kw以上の設備であれば、償却資産の対象となるため、申告が必要です。

設置者	発電規模が10kw以上(全量売電・余剰売電)	発電規模が10kw未満(余剰売電)
個人(住宅用)	申告が必要	申告不要
個人(事業用)		申告が必要
法人		

●乗用装置のある農耕用特殊自動車を取得した場合



トラクター、コンバイン、田植え機などで乗用装置があるものは、最高速度によって、償却資産か軽自動車税の課税対象に分類されます。

分類	最高速度	課税の種類
大型特殊自動車	時速35km以上	固定資産税 申告が必要
小型特殊自動車	時速35km未満	軽自動車税

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

医療費通知(年1回)を1月末に発行します

健康課 73-3014
県後期高齢者医療広域連合
087-811-1866

確定申告を利用する際の注意点

医療費通知は、医療費控除の医療費の明細書として利用できます。

ただし、令和7年11~12月診療分や保険対象外の診療分など、医療費通知に記載がないものは領収書が必要です。

※医療費通知の再発行はできませんので、領収書と一緒に保管してください。

※確定申告で利用した医療費通知や領収書は、5年間保存が必要です。

※医療費控除に関することは、観音寺税務署(25-2191)へお問い合わせください。

令和6年分申告対象	令和7年分申告対象	
令和6年11~12月診療分	令和7年1~10月診療分	11~12月診療分
医療費通知(令和8年1月末発行予定)		領収書(隨時発行したもの)
※前年申告分のため、計算から除外してください。	領収書が必要	領収書が必要 ※医療費通知に記載のない控除対象支出分

確定申告はe-Taxでの提出が便利です

税務課 73-3006
観音寺税務署 25-2191

書かない確定申告!マイナンバーカードで自宅で簡単『e-Tax』

スマートフォンやパソコンで、「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成して、マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出しましょう。



自動計算で確定申告書を作成

画面の案内に沿って金額などを入力するだけで、作成できます。



▲確定申告書など作成コーナー

マイナポータル連携で自動入力

マイナンバーカードを利用すると、一部の控除証明書(医療費やふるさと納税など)のデータを、自動入力できます。



▲マイナポータル連携特設ページ



来場時の主な持ち物

- スマートフォン
- マイナンバーカード
- ※有効期限をご確認ください。
- ※2種類の暗証番号(数字4桁、英数字6~16文字)が必要です。
- 青色申告決算書または収支内訳書
- ※事業所得(営業・農業)や不動産所得などがある人のみ
- 医療費控除の明細書※該当者のみ
- ※書類は必ず事前に作成し、来署してください。

観音寺税務署での確定申告

開設期間 2月16日(月)~3月16日(月)

※土日・祝日を除く
※贈与税や土地などの譲渡所得に関する申告相談は、3月2日(月)から

受付時間 午前8時30分~午後4時
(相談開始は午前9時から)



入場整理券 混雑緩和のため、整理券を会場で当日配付または国税庁のLINEで事前予約できます。

※整理券の配付状況に応じて、受け付け終了時間の繰り上げや後日の来場をお願いする場合があります。

電子申告(e-Tax)研修会を開催します

要予約

観音寺税務署の職員を講師に招き、スマートフォンによる令和7年分所得税の確定申告をサポートする研修会を開催します。

日時 2月10日(火)

《第1部》午前10時~11時
《第2部》午後6時~7時

場所 みとよ未来創造館

定員 各80人

受付期限 2月5日(木)まで



◀申し込みは
こちらから

来場時の主な持ち物

- スマートフォン
- マイナンバーカード
- ※有効期限切れの場合、e-Tax手続きなどの利用はできませんが、研修会の参加は可能です。
- ※2種類の暗証番号(数字4桁、英数字6~16文字)が必要です。
- 申告書作成に必要な書類(給与所得や公的年金などの源泉徴収票、医療費控除の明細書など)